

昭和初期中学校入学試験制度について

—岐阜県を例として—

教育行政学研究室 山 本 保

A Study on the System of the Entrance Examination of the Middle School in Early Showa Era

Tamotsu YAMAMOTO

I insist that the "positive selection" in secondary education in Japan began in 1928.

In nine middle schools in Gifu Prefecture gave the entrance examination by oral test and school report in 1928. They abolished the achievement test on paper. It took seven years that the achievement test was used again in all the schools.

About 1930, in N Ordinary Primary School in Gifu Pref, it showed an increasing tendency that the school record determined the way where the boy graduate went. That tendency was seen more strongly in the well achieved students of the urban families in commerce.

目 次

(はじめに)

I. 入学試験制度論の諸要因

1. 積極的選別の構造
2. 中等学校の多様化——能力による標準化
3. 小学校での職業指導——その実践と職業観

II. 昭和初期の入試制度の検討

1. 昭和2年(1927)の入試制度改革の概要
2. 中学校入試制度の実際
3. 小学校卒業生の進路の分析

III. まとめ

(おわりに)

(はじめに)

現在公立高等学校の入学者選抜制度(以後入学試験制度とも云う)は一般には、内申書体制と呼ばれている。つまり中学校での普段の成績をもとにした進学指導が徹底して行われ、生徒の受験校が制限され、実際の入学の可否は、県下一斉に実施される学力試験の結果よりも、中学校からの報告書(内申書)の方が強く影響を与えるという制度である¹⁾。

このように進路指導と報告書によって入学者が決定さ

れる入試選抜の体制を、故持田栄一教授は積極的選別と呼び、それ以前の、各上級学校が別個に行う学力試験だけが入学者を選び出す体制を消極的選別と呼んだ。この用法の意図するところは、入学試験制度を単に入試選抜方法の区分として叙述するのではなく、経済的には労働力の計画的形成を国家が統轄することへの要請との関連で、また政治的には近代国家では白明の理とされる教育による社会的選別への国民的合意の獲得のメカニズムとしての「教育への信頼」を保障する必要性との関りの中でとらえることであり、「高度の資本主義国家における社会的選別としての積極的選別」という分析視角が意図されている。

更に持田氏の学校論へのとりくみから考えれば、この二つの選別体制は上記のように政治・経済的規定に止まるものではなく、より内在的に選別の諸要素の関係性を解明する学校論的とりくみが意図されていた。

以上のように考えれば、現在の高校入試制度は、形式的には各高校の(公立学校では県下で統一された)学力試験が残されているとはいえ、基本的には積極的選別体制ととらえることが可能である。ところが現在の内申書体制の端緒は、昭和2年秋に全国に通知された中学校入試改革であるが、一般には、これは短期間で失敗したこともありその意味は重視されてはいない。

小論では、昭和初期の中学校入試制度を、わが国における積極的選別の端緒としてとらえる立場からその実態を実証的に明らかにすることを課題とするが、まず、積極的選別の構造としてその成立条件としての学校制度、学校と職業指導との関連構造について、昭和初期における状況を検討する。次に岐阜県における当時の中学校入試試験制度の実態及び尋常小学校卒業生の進学状況を分析する。

I. 入学試験制度論の諸要因

1. 積極的選別の構造

故持田栄一は近代公教育における学校のはたす社会的選別機能に注目し、一般に入学試験制度として存在する中等教育段階での学校間接続の様態を消極的選別と積極的選別の二つの類型に整理して示している。前者は親の学校選択の自由を基礎に「入学試験」によって進路選別が決定される体制であり、後者の積極的選別は、子どもの能力に応じた進路選別を可能にし、保障するために一回の試験に代わって、進学指導や内申書によって進学希望が決められ、合否が判定される体制の意味である²⁾。持田はこのように、二つの選別概念を経済における自由主義原則とそれの「一定限度社会化」された体制になぞらえて説明するが、その内実については、教育権論として規定するに止まり、この2つが近代公教育の歴史的段階を示すものか、或は類型論的区分であるかについては、厳密な規定が加えられることはなかった。

近代の公教育（国民教育）は近代国家と市民社会の二重構造の上に存在するが故に、教育制度の基軸として市民社会的自由主義原則が主張されることと、教育において一定限度の「社会化＝国家統轄化」が実現することとは、ともに近代教育の二つの側面として切り離すことのできない矛盾体なのである。持田はこのような選別それ自体の批判として、積極的選別も「選別」であって、教師の官僚主義化、教育の国家化に進み子どもの自由や親の教育権を奪うと指摘する³⁾。ここで官僚主義とは、マックス・ウェーバーのいう近代的完全官僚制が合理的・専門的な試験制度を発展させたことを意味している。官僚制支配は、専門的知識・技術にもとづく合理的・計算可能な規則にもとづく支配であり、専門的試験制度は“人間を特殊な細分され専門化された知識・技術において把握し、その蓄積量の程度において判定する”ものだからである⁴⁾。

このように積極的選別をより合理化された試験制度ととらえる場合、次の三つの分野において消極的選別とは

異なる特徴が表われていると考えられる。

第一には学力を統一的基準とした多様な学校体系が設けられていること。

第二に、学校と社会との直接的な結合を示すものとしての進学指導、進路指導、（戦前期における職業指導実践）の程度。

第三に、上と関連して、学校教育において措定されている労働観、職業観の特徴である。

もちろん、入学試験の方法において二つの選別体制が異っていることは当然であるが、それに加えて上記の点について消極的選別と積極的選別とは、明確な一線を引くことができると考える。

2. 積極的選別を可能にした制度的側面——学力による統合と多様化

一般には、わが国の中等教育は1881年（明治14）の「中学教則大綱」を端緒として複線型に編成され、明治中期の諸学校令により二重制は完成されたとされる⁵⁾。そして“体制的矛盾としての二重構造”⁶⁾は大正期以降その矛盾の解決策は構じられたが“けっきょく根本的な解決をみるにいたらなかった。……たんに名称を変更するだけの糊塗的な弥縫策にとどまるか、あるいは「古い皮袋に新しい酒」をもちこむにすぎず、上からの再編をこころみるたびに自己矛盾はいっそう深化した”⁷⁾とされる。

しかしこのような観点からは、戦前期の中等教育の内実を正確に把握することができず戦後改革の意味を一大転換として過大視していく、いわゆる二元論的歴史観に陥ってしまう。本稿では仮設的に、戦前の袋小路的複線型学校体系は大正期以降再編され、能力主義的な統合と多様化が進んでいたという立場に立つのである。

中等教育制度の近代化について、山内太郎は民衆教育制度と伝統的な中学校制度との二つの体系の統合が今世紀の学校制度の課題であるとし、この統合には3つの方式があり戦前の学校制度は“両体系は動かさず併存のまま、一般小学校から中等学校への進学の通路を開く方式”⁸⁾であり、昭和初年以降の「学制改革（案）」は、“両体系をほぼ完全に重ね合わせて、一定年齢以上の学校はすべて新しいタイプの中等学校として再編するが、伝統的中等学校はそのまま残す方式”⁹⁾であるとする。（もっとも山内の規定は統合の第三方式として述べる両者を完全に融合する方式の特長として、“人間としての普遍的な能力や興味・関心を形成していくこと”¹⁰⁾を挙げるが、ここでいう普遍的な能力とは、人間から離れた、計算可能な知識蓄積量で測られるものなのであり、無条件で、

賛美できるものではない。)

a 中学校の多様化

第一次大戦後臨時教育会議では主に高等教育の拡充が課題であったが、中学校教育がエリート養成機関としては不完全なものであるというのが会議の各委員の共通した認識であった¹¹⁾。

1918年の臨時教育会議答申により中学校第4学年修了者の高等学校入学を認めることとなった。これらの改革の意味するものは「露骨な階級的規定」¹²⁾とされる中学教則大綱の「中人以上ノ業務ニ就クカ為メ」という中学校教育の目的から、学力によるエリート選抜の機関として確立されていくことを示すものである。

しかし一方では、必然的に中学校教育は大衆化していく。この場合、中学校は決して二流、三流の中学として創立されるのではなくまさにエリート輩出を目指して作られるのである。だが、結果的にはそれは形式的には、中学校として平等でありながら、実際には、各中学校間に格差が現われていく。(この一例として、岐阜中学と岐阜第二中学の場合を、既に報告した。)¹³⁾

行政側はこのような実際の格差を制度的にも確立しようとする。1931年(昭和6年)に実施された中学校を一種と二種の二つの課程に分ける施策にそれが表われる。ところが、実際に実業課程を設置した学校はきわめて少なかったことが報告されている¹⁴⁾。形式的な平等性を確保していくというのが、一貫した学校制度の近代化の過程であった。

b. 実業学校の中学校化

同様の動きは、実業学校にも起った。1920年から30年にかけて、実業学校の入学資格、修業年限が中学校と同じになり、実業学校の中学校化ともいうべき傾向がはつきりする。1924年には卒業者に専門学校入学資格が与えられた。1930年実業学校令が改正され、普通科目が重視され、全時間数の60~80%近くが普通科目に当てられるという実態であった¹⁵⁾。

このように実業学校に中学校と同様の性格が与えられたことにより、エリート中学—そうでない中学—実業学校という段階が学力によって連続的につながってきたことを示している。

大正末期にはすでに複線型学校体系が能力主義的な多様化を開始していた動きは、各種学校として取り扱われていた夜間中学校の設立される状況に端的に表われている。中学校と全く同じ取扱いを受ける夜間中学校を制定しようとする文部省の意図は実らなかったが¹⁶⁾ 1932年(昭和7)には夜間中学指定制が採られ卒業生には専門学校入学資格が与えられた¹⁷⁾。

c. 高等小学校の充実

さらに高等小学校についても充実が図られ中等教育化が開始される。1926年(大正15)の小学校令改正は、教育内容・教育組織の改変を通して、高等小学校の実質的な中等教育化への性格変化のきざしをはらんでいた。これまで、高等小学校の充実は大衆の中学進学要求の抑制という観点から一般に論じられてきた。しかしながら、“第一次大戦後の急速な産業の発達は、国民規模での知的・技術的水準の向上化を要求しており、これを反映して大衆教育の最終段階としての高等小学校においても、一定限度の知的・技術的教授の「充実」が必然とされた”¹⁸⁾のであり、これを“伝統的な選良の中等教育とは異なる、大衆的な中等教育形成への暗示”¹⁹⁾とみるのが可能である。

以上みてきた、各学校における「改革」は当時複線型学校体系から、多様な中等教育へと中等教育の目的が変更されたことを実証している。これらの多様な学校は依然として形式的にはそれぞれ異なる学校体系の中にあるが、すでに学力という統一の基準で進路が決められる状況が作られていたことが知られる。ここに、小学校での成績評価によって進路選別を決定する積極的選別の基礎条件が完成しつつあったことを指摘しておきたい。

3. 小学校における職業指導

a. 職業指導の性格

積極的選別は前述したように諸中等学校間に学力を媒介とする統合と多様化が存在することが、前提条件となる。ところで、当然、学校における教授実践、教育評価が社会的選別に直接関係するという積極的選別体制では、学校教育のはたす役割、とくに社会的な職業配分やその前段階としての学校選択における指導の役割が消極的選別の場合よりも格段に重要なものと意識されている。

戦前期においては「職業指導」という語が vocational guidance の訳語として使用されていた。この職業指導と学校教育が結びついたのは、1925年(大正14)の内務・文部両省の「少年職業紹介に関する通牒」である。ここでは小学校を「卒業後直ちに求職せんとする者」を対象として、小学校と職業紹介所(大正10年の「職業紹介法」による)が協力して、情報を与え指導することが求められた。この時点では学校は職業紹介所と連携し協力しあうことが求められており、相互の任務分担は明確であった。

しかし、1927年(昭2)11月中学校入試改革と時を同

じくして出された文部省訓令、「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」においては、はっきりと職業指導を学校教育に不可欠の一環として位置づけた。同訓令には「職業ニ関スル理解ヲ得シメ勤勞ヲ重ムスル習性ヲ養ヒ始メテ教育ノ本旨ヲ達成スル」と述べ、更に同「要旨略説」には学校の役割を、児童生徒の観察調査、適切な教授訓練を行うことに加えて「上級学校又は職業の選択に就ても適当に指導を加ふるに至って始めて万全の実績を収むるに至る」と論じている。

学校における進路指導（職業指導）の具体的方策をもっとも体系的に提出したのは1936年の職業指導調査協議会の答申である。“わが国の職業指導史上のエポックメーカーング”²⁰⁾と評されるこの答申では個人的特色の発揮を重点におき国民の「職業的能率」を増進させることをめざすものである。もとよりこの答申が“経済・産業や社会生活にひそむ矛盾に目を被い、職業指導施設がファッションズに奉仕するものとなる危険”²¹⁾を含むという批判には目をつぶるわけにはいかないが、これ以降淡路門治郎が“職域奉公主義の思想”²²⁾の時期とする戦時下の状況に移っていくことを考慮すれば1927年から37年ぐらゐまでを積極的選別体制の時期とみることができると考へる。

1938年3月には職業紹介法が改正され、職業紹介事業は厚生省の所管になる。10月には厚生、文部両省の訓令により学校と職業紹介所の担当がはっきり分けられることになる。国家総動員法下の労働力需要に応ずるためには「教育的」な指導では追いつかなくなるのであり、学校教育と職業指導との関係がもう一つの別の段階に入っていくことを物語っている。

以上ごく簡単に大正末期から昭和初期にかけての学校における職業指導の取り扱いを典型的に後づけてみた。ここで明らかなように、1927年の個性尊重、職業指導の訓令に示された学校教育が包摂的に職業指導、就職、進学、進路指導を自らの任務とするという状況がこの時期の積極的選別体制と並行していたことが示されたのである²³⁾。

b. 労働観、職業観について

積極的選別は上述したように、学校教育が社会的選別の中心機構として働く体制である。この場合学校に求められるのは、職業紹介所的にその個人に適した職業や進学先をあてはめることだけではなく、自由主義的な職業・学歴獲得競争のひきおこした競争状況に対する国家或は社会の名による競争の激化防止の作用である。以下、昭和初年におけるこの点について検討する。

我が国に近代教育が根づいて以来、教育の意味は身を

立つるの財本としてとらえられ、立身出世が教育の目的であるとする考え方が国民の間に定着していた。学校においても、まじめに勉強し努力したものが社会のリーダー的地位に就くことができるのであり、肉体労働などの職業につくものは学業を怠り、仕事に精出さなかつたためであると教えられていた。

しかし大正期以降、階級的矛盾は激化し本人の努力に全てを起因させる職業観は承認されなくなった。職業に貴賤なし、国家・社会の有機体の一員としての職業は同列であると論じられる。

職業指導用の指導書に現われた職業観についても同様である。個人の個性が重要であり、個性を発揮できる職業に就くことが社会的な分業体制の中で価値あることだということ強調している。例えば、東京・下谷高等学校校長の下川兵次郎は、偉い人とは何かと問い、これまでいわれてきた偉い人はその内容が空虚であったと批判して“職業を通して自己自家の繁栄幸福を図ると共に社会的に貢献する人をいふ”²⁴⁾と答える。また、「東京市職業指導研究会」の解説には、就学の目的は“よりよき社会人になるため”²⁵⁾と述べ、学校選択上の注意として、(1)職業に役立つ学校、(2)個性に合った学校、(3)家庭の経済等を考えることをあげている²⁶⁾。ここには、学校を立身出世の手段としてみるのではなく、多種多様な職業の準備を与える場所ととらえ学校間、職業間の差別意識を起こさせないような配慮がみられる。

岐阜県の例をあげれば岐阜市の長良小学校では大正末年から、昭和9年にかけて石黒禎一校長の下、すぐれた職業指導の実践が行なわれていた。当時の同校刊の少年職業指導叢書には、職業指導の目的として、職業精神を陶冶することをあげ、その内容を“職業は神聖”“人類の共存共栄の目的を達するために各自が分業的に労働”“貴賤の別はない”²⁷⁾等と説いている。

これらの職業観が、学問をして立身出世の具とする従来の教育観、職業観の否定の上に立っていることは明らかである。“偉い人になる為の勉強励精であって……学問そのものの人生に於ける意義にも触れず、勉強せずにはいられない励精せずにはゐられないその人の心境が度外に置かれてゐます”²⁸⁾という「現行修身教科書の取扱に就いて」の批判に示されるように当時の職業指導の実践家達は、前近代的な家や、家業に従って生きようという考えではなく、極めて近代的な職業意識と学問観を持っていたといえよう。

しかしながら従来は、これらの職業指導に対する批判、つまりはその職業観に対する評価は概して否定的である。宮坂哲文は、昭和2年の個性尊重の訓令に対し、

“あたえられた環境（職業）に従順な、黙って働く勤労青年大衆を社会に送り出す”もので環境や個性の調査などは“科学的合理的紛飾にすぎない”²⁹⁾と批判する。また、清原道寿も当時の学校職業指導は大勢が就職あっせんを中心とする職場順応主義のものであると批判する³⁰⁾。当時の実践の大半がそのようなものにすぎなかったことは予想されるが、職業指導の中に表わされた職業観、学校教育観がはたして、すぐれて近代的なものであるか、否かを論ずるにはなお実証的な研究が加えられなければならないだろう。

II. 昭和初期入試制度の検討

1. 昭和2年（1927）の入試制度改革の概要

大正期には高等教育拡刷政策がとられたことにより中等教育への国民的な要求は増大する。しかし中等諸学校の整備拡充は遅れ、大正末期にはいわゆる受験地獄の状況が現出する。これに対して文部省は受験難の原因を一部有名中学への受験生の集中による見せかけのものにとらえ、受験難に伴う、入試準備教育の弊害を除去するために、小学校での入試準備教育を禁止し、準備教育を生み出す学力試験を廃止する。更に小学校での進路、進学指導を行い、中学校進学に偏る卒業生の意識を他の教育機関へと向けさせようとする政策を実施する。これが1927年11月22日の試験廃止の訓令と通牒及び、25日の個性尊重と職業指導の訓令の背景である。

当時東京の中学校入試状況を調査した岡部弥太郎の報告にもみられるように、都市部では1人で数校を受験する「かけもち」が盛んであり、文部省統計などに表われた入学志願者数と実際の入学者数との差がそのまま浪人の実数を意味するものではない³¹⁾。この点今回の調査対象とした岐阜県の入学志願者数と入学者数を比べてみると、その差は全国のものよりも少ないことで明らかである。なぜなら、岐阜県には、私立中学が一枚もなかったため、当時受験日をずらしていた一中学を除き、一斉に中学入試が行なわれたからである。その志願者数は実際の受験者数より一割ほど大きな値を示している。

ところが以上のような狙いで実施された入試改革ではあったが実施当初からその内容は微妙に変化しており、政策実現過程での小学校、中学校側の要求が交叉していることがうかがわれる。

9月7日の計画段階（要綱）では中学校側には口問口答の人物考査と身体検査だけが認められたのみであり、筆記試験を行うことは禁止されていたと考えられる。しかし、実際の改革では、具体的な入試方法について強制

的に一つを定めるといふ形をとらず、文部次官の説明として「主として平易なる口頭試問」とされる。ここで既に中学校で学科試験を行うことが暗黙のうちに認められることとなり、中学校側の主体的な判断を無視する態度はなくなる。しかし小学校の内申点がいわゆる「足切り」として働き、ここで合格した者については、基本的に入学の資格をもっていると考えていたことは、第2資審査を常識的な口頭試問、第3次審査を抽籤としたことから明らかである。（昭和2年以前の中学校入試制度は基本的には、明治27年（1904）9月29日「尋常中学校入学規程」（文部省令）に定められた内容であった³²⁾。）

改正後の結果について文部省は、①受験準備教育を廃止させ、②教育的な考査方法であり、③選抜方法を教育的に研究する傾向をつくり、④志願者の集中をなくし、⑤私立学校の地位を上げ、⑥小学校での進路指導を生んだことをあげ評価した。

また、問題点としては、①小中学校間の連絡不十分、②試問方法に改善を要すこと、③内申が形式的であったこと、④実行が消極的であったことなどを指摘し、情実による不正などは認められずとした³³⁾。

しかし実際には次のような批判が根強く存在した。

①小学校の最終2学年の成績を内申されるので、この2年間は不断に入学試験を行うことになる、②どのような考査方法でも準備教育が行われること、③小学校で不成績と評定された者は将来にわたり進学機会を奪われることになる点、④入学難の解消は試験方法の改善ではなく定員増によるべきこと³⁴⁾等である。

文部省も結局、内申点では公正な判定が下せないことを無視できず、早くも昭和5年度の入試からは内申点のもつ比重を軽くし、人物考査と同等の扱いとした上で、内申点のみで入学不許可にする場合は入学できない顕著な理由のある時に制限した。

これ以降、入学試験を行わなければならないという法令は存在しないまま、実質的に入学試験が復活していくとされる。ただ、例えば「抽籤」の方法はわずかではあるが、これ以後も続けて行なわれており、口頭試問も続けられた³⁵⁾。

以上の制度について主なものを表に示す。同時に岐阜県の訓令通牒なども、並記した。（表一）

2. 中学校入試制度の実際

以上のように文部省の法改正に伴う具体的な指示はその都度示されたが、実際には、旧制中学校自体の採量部分でありかつまた、各県ごとの中学校管理にも差があったので、通知された通りに事実が進行したとはいえない

表 1 入試制度改革関係の通牒等一覧 (1926—30)

	文 部 省	岐 阜 県
大正15年 (1926)	4月 小学校令施行規則改正(受験難対策の意味をもつ高等小学校の職業ガイダンス実施)	
昭和2年 (1927)	9月7日「試験制度改正案要綱」(筆記試験認めず) 11月22日 中学校令施行規則改正(「試験を削除、口問筆答を認める」) 11月25日 訓令「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」	2月5日 通牒「小学校教員私宅教授ニ関スル件」 11月19日 通牒「中学校入学試験準備ニ関スル件」 12月7日 個性尊重職業指導の通牒
昭和3年 (1928)		1月18日 訓令「中学校学則の改正」(入学試験の削除) 4月 岐阜第二中学開設(岐阜中学と合同考査)
昭和4年 (1929)	1月21日付文部時報調査部「中等学校入学者選抜に関する制度の実施について」(小冊子として配布、新制度の徹底) 1月24日 入学準備教育禁止の通牒 11月28日 通牒(内申の取扱いを軽くする、人物考査に筆記試問を認める)	2月2日 同左の内容を通知(「補習」「復習」「実力試験」「模擬試験」の禁止) 12月28日 筆答を認める訓令(常識の考査は小学校の教科に基いて行われること)(左と同じもの)
昭和5年 (1930)	1月 実業学校進学勸奨の通牒	1月25日 実業学校進学を奨励する訓令(職業指導訓令の確認)

い。

そこで岐阜県下の中学校をとりあげて試験方法の実態を調査してその詳細は前に報告を行った³⁶⁾。

これによると岐阜県の中学校九校の入学試験制度全般の特徴として、

- ①昭和2年度までは全中学(岐阜第2中学は未開設)において学科のペーパーテストが必ず行なわれていた。
- ②昭和3年度と4年度には、訓令、通牒の指示通り、ほとんどの学校で学力試験が行なわれなかったこと。
- ③昭和5年度には、通牒に「必要ある場合に於ては筆記試問の方法を加ふるを得」とされたことに鑑み、約半数の学校で学力試験が復活したとあってよい。

表 2 岐阜県中学校入学試験方法の変化

	中学校数	学力試験を行った中学校	学科学的な面接を行った中学校	常識的な面接を行った中学校
(1925)				
大正14年度	8	8	0	0
15	8	8	0	0
昭和2	8	8	0	0
3	9	0	4	5
4	9	1	2	6
5	9	4	2	3
6	9	1	2	6
7	9	4	1	4
8	9	6	1	2
9	9	6	2	1
10	9	6	3	0

表 3 試験方法別の学校の志願者の倍率(平均)

	学科学的試問 (学校数)	常識的試問 (学校数)
昭 3	1.14 (4)	1.23 (5)
4	1.08 (3)	1.05 (6)
5	0.89 (6)	0.87 (3)
6	0.93 (3)	1.02 (6)
7	1.21 (5)	0.90 (4)
8	1.23 (7)	0.98 (2)
9	1.40 (8)	1.32 (1)
10	1.28 (9)	—

④しかし6年度からは再び、学力試験を実施する学校数は減り、6年度では $\frac{2}{3}$ の学校で常識的な面接だけを行ったのであり、その後徐々に学力試験或は、学科内容を問う面接が増加していくこと。昭和10年度には、学力試験も学科学的な面接も行れずに簡単な面接だけで入学者を決定した中学は一枚もなくなったことが知られる。

(表—2)

更に常識的な面接だけで判定した学校と、何らかの学科学的な試問を行った学校の2つのグループに分け、それぞれの入学定員に対する志願者数の比率を比べてみると、昭和3年度から5年度までは両者間にほとんど差はないが、昭和6年度では、常識的設問だけのグループ6校の平均は1.02倍、そうでない方は0.93倍である。これ以後学科学的な試問を行う学校は増えていくが、その入学定員に対する志願者数は1.21倍、1.23倍、1.40倍と増加していき、常識だけのグループは、0.90、0.98と定員に

達していないことが知られる。昭和9年度1校だけで行なわれた常識試問のみの選択は定員の1.40倍の志願者があり、ついに翌10年度には、全9校で、常識試問だけの方法はとられなくなるのである。このことから、主として、志願者数の少い中学では学科試問を行わず、常識的な面接だけで入学者を選び出し（その場合ほとんど全員が入学した）志願者数が増加するに従って、学科試問の方法がとられたことが明らかである（表一3）

3. 小学校卒業生の進路の分析

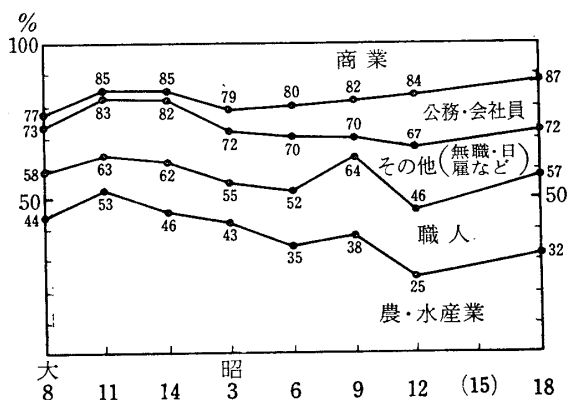
前述したように昭和初期の積極的選別の導入の実態を調べるには中学校の入試方法として内申書がどのように利用されたか、及び、小学校での進学進路指導がどのように行なわれたかを知ることが必要である。しかしながら上記の点については当時文部省の実施した調査結果として、全国平均の値が示されているのみで³⁷⁾、各県、各学校別にこのような状況であったかを知ることは困難である。そこで、岐阜市近隣（現在は岐阜市内）の一小学校（N小）の卒業生の進路について調査し、進路と成績及び進路と親の職業についてクロス集計を行った。

資料として使用したものは、大正8年(1919年)から昭和18年(1943)まで25年間の男子卒業生について、3年毎にとりあげる。成績は学籍簿から各学科の成績素点を抽出し、進路については「卒業生名簿」に記入された卒業直後のものを使用した。なお昭和15年については進路の記入がないため空欄とした。

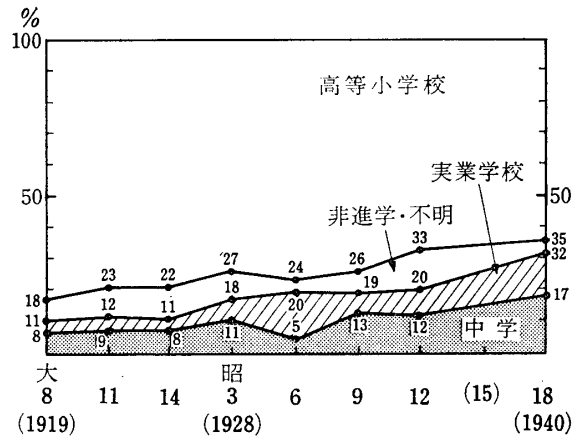
(1)N小学校へ通う家庭の職業は(図一1)のように、農業及び水産業(河川)が約半数、商業に従事する者、工業というよりもむしろ伝統的な職人及び瓦焼きなどの工場に務める者が目立つ状況で、昭和10年後半には、サラリーマンや官吏などが増え、工場労働者も現われる。

(2)上記の尋常小学校卒業生(男子)の卒業直後の進路

(図一1) N小学校卒業生(男)の家庭の職業構成 (%)



(図一2) N小学校卒業生(男子)の進路(%)

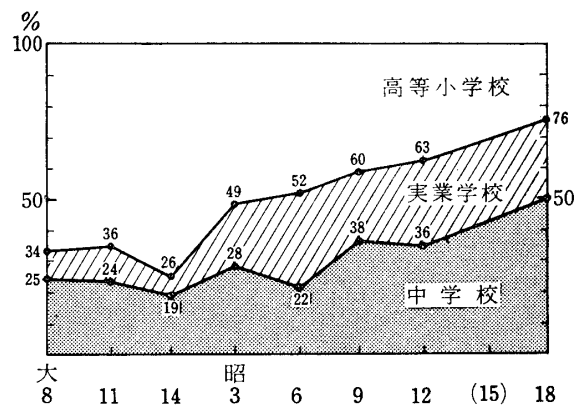


を、①中学校進学、②商業・工業学校(実業学校)進学、③高等小学校進学、④進学せず(家事手伝・就職=「小僧」「奉公」)及び不明の4つに区分しそれぞれの割合を次のグラフ(図一2)で示す。

(3)次に卒業生を成績の上位、中位、下位の3グループに分け、各グループの進路を(図一2)と同様①~④に区分して示す。この場合成績は便宜的に現在及他地域との比較可能性を考慮して、現在一般に利用されている五段階相対評価の手法を使用した。なお、昭和3年当時の内申書には、岐阜県では学内順位が主に使用されており³⁸⁾、この点からも相対評価を使用することは当時の実際と離れていないと考えられる。具体的には学業成績、「修身、国語、算術、日本歴史(国史)、地理、理科、図画、唱歌、体操、手工の10教科の素点(10点法)を平均して学順位をつけ、5段階相対評価により、上位は、31%、中位は38%、下位は31%と分類した。(各素点が多く教師の主観的な判断によっていたことは当然である³⁹⁾)

なお昭和18年度卒業生については、科目として、修身、

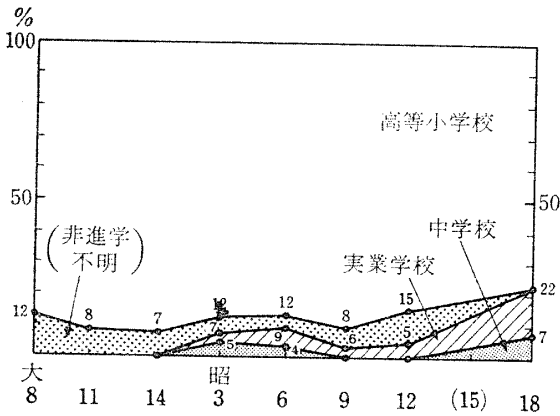
(図一3) N小学校(男)成績上位者の進路(%)



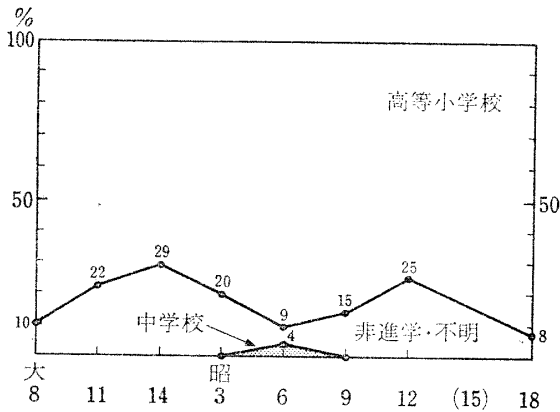
国語、国史、地理（以上国民科）、算数、理科（理数科）、体操、武道（体練科）音楽、習字、図画、工作（芸術科）の12科目について、評語の秀=5点、優=4点、良上=3点、良=2点、可=1点に換算し、平均点を求め、同様の方法をとった。

成績別進路については、以下図-3,4,5に示す。

(図-4) N小学校(男)成績中位者の進路(%)

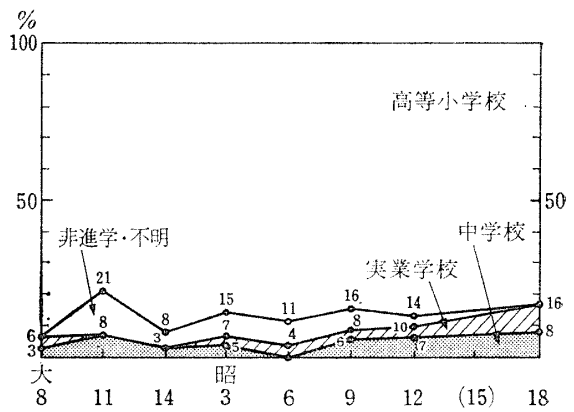


(図-5) N小学校(男)成績下位者の進路(%)

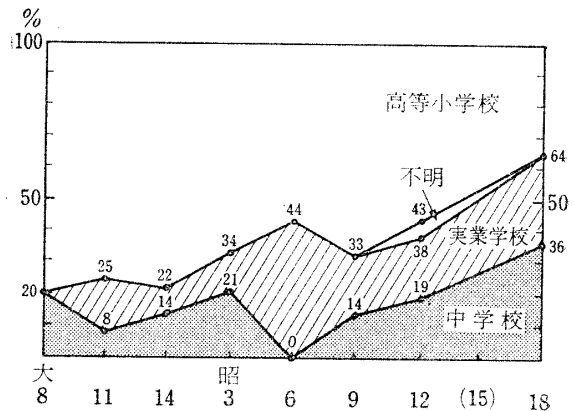


N小学校卒業生(男)の家庭別進路(%)

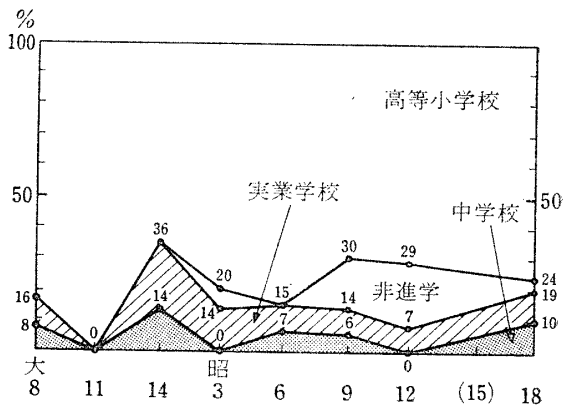
(図-6) 農業水産業の家庭



(図-7) N小学校卒業生(男)商業の家庭



(図-8) N小学校卒業生(男)職人(工場含む)の家庭

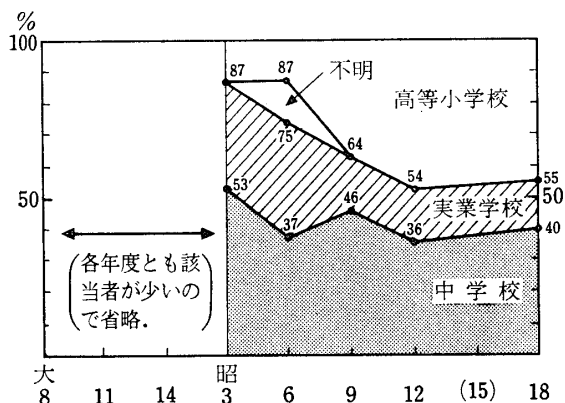


(4)続いて卒業生(男子)の家庭の職業は次のように5つに区分した。

- ①農業、水産業(ごく少数の僧侶もここに含む)。
- ②商業(卸売、小売業ともに含む)。
- ③職人層(伝統的な槌作り、大工瓦作りなどが含まれる)。
- ④いわゆる新中間層として公務員、会社員など。
- ⑤無職、日雇労働者、不明。

このうち①から④までについてそれぞれ卒業生の進路を図示すると以下の通りである。

(図一9) N小学校卒業生(男)公務員, 会社員の家庭(%)



3. 尋常小学校卒業生の進路——結果の考察——

①N小学校男子卒業生全体の進路について戦前期を通じて徐々に中学校進学者が増え、逆に高等小学校へ進む者の割合が減っていくことが明らかである。この地域においては既に大正期から90%以上の卒業生が上級学校に進んでいる点と合わせて、中学校の大衆化の傾向は、戦前期においては、そのスピードはあまり高くないことがわかる。

②ところが、学業成績(席次)の上位者についてみると、中学校実業学校へ進学する生徒の割合は高く、なおかつ戦前期を通じて、中学、実業学校へ進む者の伸びが高いことが示されている。特に実業学校へ進学する者の伸びは、昭和3年ごろを契機として20%以上を保つようになる。中学校への進学率も漸増する。逆に高等小学校へ進む割合は急速に低下し、大正期70%ほどであったものが、昭和に入ると50%をきっていくことがわかる。

③成績上位者が上記のような傾向を示すことから当然、中位者と下位者についてはほとんど中学校、実業学校への進学率の上昇がみられないことが考えられる。ただ、昭和10年代には、成績中位者で実業学校へ進学する者が増えていることもつけ加えておこう。

以上の結果から、昭和初期に学業成績上位者の中学或は実業学校への進学傾向がはっきり現れ、昭和10年代には、実業学校の拡充もあり成績中位者が実業学校へ進む傾向が始まっていると考えられる。

④卒業生の家庭の職業別の進学率からは、まず農業及び水産業等に従事する家庭の生徒は戦前期を通じて、進学傾向がほとんど変化していないことが特徴的である。このN小学校の地域性としては(図一1)にみるように、大正期50%程の家庭が農業等に従事していたが昭和に入り漸減していく都市近郊型に移っているのであるが、それにもかかわらず、農業関係家庭の中学進学率はほとん

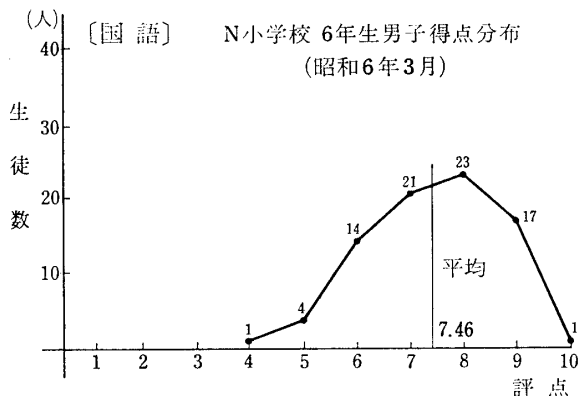
ど変化していないことは注目される。

なお、農業出身の生徒は、学業成績(席次)も相対的に低い学業成績の低さが、中学・実業学校進学率を押し下げているというよりは、むしろ卒業後の進路の画一性が学業成績にも影響していると考えられる。

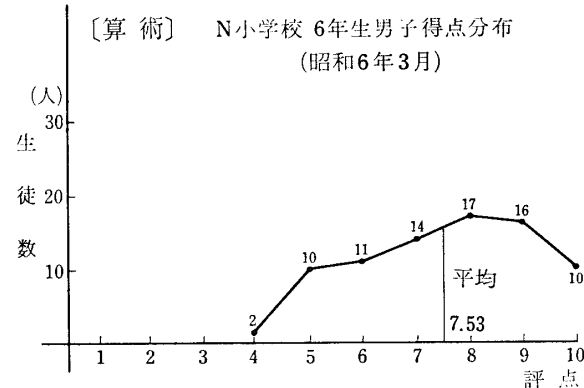
⑤農業家庭とは逆に中学実業学校進学率が急激に上昇しているのは、商業従事者の家庭の生徒である。この場合特に注意すべき点は昭和6年ごろに中学進学者が激減し、逆に実業学校進学者が増えていることであり、昭和5年の実業学校進学を奨励する訓令の効果を示していると考えられる。

⑥その他の職業の家庭では、中学、実業学校進学者が増加していくはっきりした状況を見ることはできない。なお、いわゆる新中間層として、公務員、サラリーマン、専門職層では、実数の少ない大正年代を除いて図示した。ここでは、当初成績もよく、中学、実業への進学率は80%以上であったが、多少減少していく傾向がみられる。この場合、進学者数は減っておらず、全体的にこのグループの生徒が増加し、それに伴って席次も中位の者が増えたことによるのである。しかし中学校進学率が最も高いのはこのグループであることは変わらない。

(図一10)



(図一11)



Ⅲ. ま と め

第1章では、積極的選別の基礎的条件として中等学校の多様化と同時に能力による統合化の過程及び学校における職業指導について理論的な前提を考察した。

第2章では実際の中学校の入試制度の変化と、小学校卒業生の進学状況について調査し、分析を加えた。

当初の計画では当時の内申書の実態を調べ、小学校での進路指導の様態と、内申書の利用状況を知ることを目的としたが、そのような資料が見つからなかったことにより、傍証的な調査結果しか得られなかった。

しかしながら、中学校での学力試験の復活は、志願者数の増加により順次引き起されていき、内申書及び面接は一応選抜資料として利用はされていたこと。

二中学校間の合同選抜の失敗（研究室紀要参照）などに表われるように中学校の格差が生じてきたこと。

学力による進路先の決定という傾向は昭和初期から強くなること。

農村地帯と都市部では進学に対する状況が相当異なることが予想され、入試改革の失敗は主に都市部での有名中学への志願者の集中という状況に応じたものであったこと。

客観的評価基準の未設定は、この改革失敗の大きな要因となること。

都市部の商業従事者層において最も明確な上級学校進学要求がみられ、かつ又、昭和6年ごろに中学校へよりは実業学校へ進む傾向がはっきりしてくるなど、行政側の施策に最も早く対応していること。

逆に農民層では、ごく少数の成績優秀者が上級学校へ進学するという体制が戦前期には全く変化しなかったこと。この部門では、能力主義的な進路決定は行なわれず、積極的選別体制が施行されることについて全く関わる事がなかったと考えられる。

（おわりに）

教育制度に関わる政策を研究する方法として、政治・経済的背景を明らかにしてその政策を位置づけることが、不可欠であることは当然である。ただ小論においては、意識的にその方法を避け、教育の実際について調べることが基本においた。このような方法こそが妥当であるというつもりは全くないが、特に戦前のこの時期についていえば、教育の事実は、わずかに進歩的な教育実践についての紹介が見受けられる程度で、大衆の教育実

践について明らかにしたものは少ない。むしろ、フェイズム前期の政治・経済状況の分析は盛んであり、ややもすると、教育をめぐる様々な姿は、すべて社会的背景を語ることによって、言いつくされてしまうかのようなのである。歴史的事実が歴史観抜きに存在するはずもないことは言うまでもないが、それでもなお、事実を掘り出す方法としての歴史認識なのではないかとも思うのである。

昨年度の紀要論文においては、岐阜県下の旧制中学校関係者に、また今回は、N小学校K小学校の校長先生始め諸先生方に貴重な資料をお見せいただいた。心からお礼を申し上げます。

（指導教官 牧疋名教授）

＜註及び引用文献＞

- 1) 現在の高校入試の内申書体制の法制は次のとおりである。学校教育法施行規則54条の3に中学校卒業者のうち高校・高専に進学希望の生徒について調査書を作成し、希望の学校へ送ることが定められ、同59条の1には、高校は内申書と学力検査の成績等を資料にして入学者の選抜を行うこととしている。昭和41年7月18日、初中局長通達により、公立高校では調査書を十分尊重すること、記載内容等については、県単位で定めることが通知され、いわゆる「内申書体制」が発足した。
- 2) 持田栄一『学制改革』1973、p118
- 3) 同上
- 4) 潮木守一「教育における合理化過程」麻生誠編『教育社会学』社会学講座 Vol.10, 1974、p202
- 5) 宮原誠一『青年期の教育』p81
- 6) 宮原誠一、宮坂広作「青年期教育の歴史」『岩波講座、現代教育学16』1961、p296
- 7) 同上
- 8) 山内太郎「新学制と世界の学制改革」『戦後日本の教育改革、Vol.5、学校制度』1972、p454
- 9) 同上
- 10) 同上、p463
- 11) 谷口琢男「中等教育の性格の変化」、国立教育研究所『日本近代教育百年史5、学校教育(3)』1974、p142
- 12) 宮原、宮坂前掲書。p274
- 13) 拙稿「昭和初期中学校入試制度改革について——岐阜県の状況——」、『東大教育行政学研究室紀要』Vol.1, 1980、pp.125-126
- 14) 谷口、前掲論文。p191
- 15) 田中勝文「実業学校教育の普及発達」、国立教育研究所、前掲書、p249
- 16) 谷口、前掲論文、pp.149-150
- 17) 岐阜夜間中学については、前掲拙稿。p126
- 18) 佐藤秀夫「初等教育制度改編の構想とその施策」国立教育研究所、前掲書、p23
- 19) 同上
- 20) 沢田慶輔「観察指導の導入」と教育的意義、——歴史的考察——『進路指導』1968、6号、p4
- 21) 小林達夫『進路指導の理論的基礎の研究』p133
- 22) 同上書、p120による。
- 23) 昭和13年以降の意味については、積極的選別の総力戦下での独特の国家主義的再編とみななければならないが、これに

については稿を改める。

- 24) 下川兵次郎『小学校に於ける職業指導の実際』1931, p. 5
- 25) 東京市職業指導研究会『小学校職業教材解説』1931, p. 255
- 26) 同上, pp. 257-258
- 27) 『職業指導』Vol. 1-4, 1928, p. 135
- 28) 中藤洋一「現行修身教科書の取扱に就いて」『教育論叢』Vol. 24, No. 1, 1930
- 29) 宮坂哲文『生活指導の基礎理論』1962, p. 259
- 30) 清原道寿「学校職業指導の歴史」, 全進研『現代進路指導入門』1968
- 31) 前出抽稿, p. 123
- 32) 中学校令施行規則43条の2「当該中学校ノ予科ヲ修了シタル者以外ノ第一学年入学志願者ノ数入学セシムヘキ人員ヲ超過スルトキハ試験ニ依リテ入学者ヲ選抜スヘシ」
- 33) 文部時報, 1929. 1. 21
- 34) 桜井役『中学教育史稿』1942, pp. 632-633
- 35) 同上, p. 640
- 36) 前出抽稿, pp. 124-125
- 37) 文部時報, 1930. 10. 11
- 38) 広島高師附小『学校教育』1928, 6月号, pp. 300-301
- 39) N小学校の学籍簿の成績素点について
各教科は10点法で記入されているが、これは当時の一般的な方法として教師個人の評価にまかされていたものと考えられる。ちなみに、国語と算術の評点の得点分布を図示する。(図-10, 図-11)